

第98回社会保障審議会医療保険部会（平成28年10月12日） での意見

○白川委員

- ・ 専門委員会で療養費について議論をして、方向性としてまとめてもらった。私どもの委員も参画しているので、この中身については特に申し上げないが、今までの厚労省の行政というのは、療養費について基本的な考え方が少し違っていたのではないか。
- ・ 診療報酬については、医療機関あるいは薬局等々、かなり厳格に施設基準が設けられ、算定するときも算定基準を厳格にし、いろいろな通知やQ & Aで正確な請求をしてもらうような仕組みが何十年にもわたってできているが、療養費については、例えば柔道整復師の施術所等には、施設基準がない。請求書もばらばらであり電子請求は全くない。審査も、診療報酬については支払基金とか国保連で全件きちっとコンピューターまで使ってチェックしている。しかしながら、例えば柔道整復療養費の審査というのは、各都道府県に柔道整復療養費審査委員会というものがあるが、審査率は正確には把握していないが、おそらく4分の1とか5分の1ぐらいしか審査をしていない。請求書がばらばらなため、目で審査をしている。
- ・ そういったことがあり、柔道整復師を中心に非常に不正が疑われる事案が多発している。最近多発しているわけではなく、昔から山ほどある。
- ・ 柔道整復等療養費には第三者による中立的な審査機関がなく、保険者が直接施術者と交渉している。そのため、表になかなか出てこない。
- ・ 不正とわからないものや、不正が疑われるような請求も数多くある。根本的に療養費のあり方というものをもう少し真面目に考えてもらわないと、全体の医療費の1%ぐらいではあるが、国民の保険診療に対する信頼を相当損なうものであると思うので、今回の整理案については特に申し上げないが、根本的なところを少し厚労省に考えてもらいたい。

○松原委員

- ・ 白川委員の意見に賛成。1%とはいえ4,000億が適切に使われるということを引きちっと見るのは、国の責任である。
- ・ つい最近、地方の政治家がこの療養費の問題に関連して逮捕されるという報道があった。一方で、一生懸命仕事をしている人たちがいるわけであ

り、その人たちも同じような目で見られるのは大変つらいことであるので、問題がある点は抜本的に考え直すべき。

○横尾委員

- ・ 後期高齢者医療広域連合は全国に47あるが、実はそれぞれの現場でこのことには大変苦慮している。
- ・ 厚生局単位で要望したところもある。ブロック単位で九州とか、四国とか、もっと強化してくれということをお願いしたこともある。政府への要望事項の中にも、この調査権その他についてもより整えてほしいということも過去に出したことがある。
- ・ いただいた資料の3ページ、「地方厚生（支）局における積極的な指導・監査につなげるべきである。そのため、地方厚生（支）局における指導・監査の人員体制を強化するべきである」と書いてあるので、趣旨的には正しいと思うが、人員体制の強化ではなくて、厚生局の局長が腹を決めて、やるならやる、正すなら正すということをして、やはり指示を出してもらう必要があると思う。そのことによって、例えば都道府県の主管課とも連携をして、より正しいものにしていくということをお願いしない限り、何とかやっておけばわからないままいくという形では、今、お二人が発言されたように、大変大きな金額の療養費等が不正に支出されてしまうため、よろしくない。
- ・ 私は佐賀県の広域連合の連合長をやっているが、実際、この案件に対応し、幸い、全額返還をしてもらった。
- ・ 全国の事例について佐賀県広域連合事務局を通じて調べたが、佐賀県の事例は極めてレアケースであった。どのようにレアかと言うと、件数が多いために、個別に調査をするにしても事務方ではなかなか手が回らない。お二人も発言されたように、十分な対応ができていない。そこをリードするのが地方にある厚生局、あるいは都道府県の所管する部門だと思うので、厚生労働省の本省のほうからそういった支援をしてもらって、正すべき。

○小林委員

- ・ 柔道整復療養費とあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費については、非常に悪質な不正請求事案が起こっており、保険者としてもそういった不正請求への対策が喫緊の課題だと考えている。そういう意味では、そうした制度上の問題を抜本的に見直しをとるのはぜひお願いしたい。
- ・ 特に柔道整復療養費については受領委任制度が設けられており、保険者としても請求の審査には多大な労力をかけている。ところが、保険者には

不正請求に対する直接的な指導・監査権限がないため、一度地方厚生局に情報提供を行って、それを受けた地方厚生局が指導・監査を行う仕組みになっている。

- ・ しかしながら、これまでの対応を見ても、私共からの情報提供に関して地方厚生局において迅速かつ十分な指導・監査が行われてきたと言える状況にはない。このため、資料2-1の3ページ、3.の2つ目の○にも、地方厚生（支）局の指導・監査の迅速化が盛り込まれているが、単に理念として宣言するのではなく、ぜひ実効性を伴う形で具体化をしていただきたい。
- ・ また、受領委任制度については、そうした制度上の限界がある中で、それを新たにあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの制度にも導入することについては反対である。

○新谷委員

- ・ この報告書の内容にも関連するが、不正請求対策の強化をぜひお願いしたい。
- ・ 私どもは被用者保険の被保険者、患者の立場から医療機関の窓口で診療明細書をもらおうという運動に取り組んでいる。
- ・ 柔道整復師の療養を受けた際に、領収証については無料発行が義務化されているが、明細書の発行については、平成22年の保険局医療課長通知の中では、患者が求めた場合に発行し、発行の際の実費請求も妨げないという内容になっており、患者がどういう療養の内容なのかという明細を求めたら、実費の負担がかかるという現状になっている。不正事案の防止ということからも、全ての患者に対して明細書を無料で交付するといった方向で検討することによって、患者段階での不正防止についての取り組みができるのではないか。

○遠藤部会長

- ・ この専門委員会は当医療保険部会の下部組織であるので、議論の整理を皆様にお示しした。これは議論の整理という形になっているが、細部については今後検討する予定であるので、ただいま皆様からあった意見については整理をして、専門委員会の席で明らかにさせていただきたいと考えている。